

様式44

205

令和4年7月22日

三重県知事 一見勝之 殿

医療法人の住所 三重県四日市市日永西三丁目

1番21号

医療法人の名称 医療法人社団 三原クリニック

理事長名 三原 貴照

電話 (059) 347-1611

## 決 算 届

令和3年5月1日から令和4年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 三原クリニック  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用  
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号  
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成元年8月21日
- (4) 設立登記年月日 平成元年8月29日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	医療法人社団 三原クリニック	三重県四日市市日永西三丁目1 番21号	一般病床 19床
介護老人 保健施設			
介護医療 院			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが

できる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和3年6月23日 監事の退任及び新監事の選任  
 令和3年6月23日 令和2年度決算の決定  
 令和3年8月31日 理事2名の退任及び新理事1名の選任  
 令和4年4月30日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

## 様式 2

法人名 医療法人社団 三原クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号

## 財 産 目 録

( 令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	329,927 千円
2. 負 債 額	157,644 千円
3. 純 資 産 額	172,283 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	177,817
B 固 定 資 産	151,498
C 繰 延 資 産	612
D 資 産 合 計 (A+B+C)	329,927
E 負 債 合 計	157,644
F 純 資 産 (D-E)	172,283

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式 3 - 1

法人名 医療法人社団 三原クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号

## 貸 借 対 照 表

( 令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>I 流動資産</b>	177,817	<b>I 流動負債</b>	28,941
現金及び預金	149,546	支払手形	0
事業未収金	24,809	買掛金	1,866
有価証券	0	短期借入金	23,720
たな卸資産	1,998	未払金	2,407
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	200
繰延税金資産	0	未払消費税等	736
その他の流動資産	1,464	繰延税金負債	0
<b>II 固定資産</b>	151,498	前受金	0
1 有形固定資産	130,747	預り金	12
建物	92,158	前受収益	0
構築物	688	引当金	0
医療用器械備品	1,882	その他の流動負債	0
その他の器械備品	0	<b>II 固定負債</b>	128,703
車両及び船舶	1,241	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	128,703
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	34,778	引当金	0
2 無形固定資産	1,396	その他の固定負債	0
借地権	0	<b>負債合計</b>	157,644
ソフトウェア	1,321	<b>純資産の部</b>	
その他の無形固定資産	75	科 目	金 額
3 その他の資産	19,355	<b>I 出資金</b>	10,000
有価証券	0	<b>II 利益剰余金</b>	162,283
長期貸付金	0	別途積立金	100,000
保有医療機関債	0	繰越利益積立金	62,283
その他長期貸付金	0	<b>III 評価・換算差額等</b>	0
役員等長期貸付金	0	其他有価証券評価差額金	0
長期前払費用	41	繰延ヘッジ損益	0
繰延税金資産	0	<b>純資産合計</b>	172,283
その他の固定資産	19,314	<b>負債・純資産合計</b>	329,927
<b>III 繰延資産</b>	612		
<b>資産合計</b>	329,927		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 三原クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号

## 貸 借 対 照 表

( 令和4年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	177,817	I 流 動 負 債	28,941
II 固 定 資 産	151,498	II 固 定 負 債	128,703
1 有 形 固 定 資 産	130,747	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	1,396	負 債 合 計	157,644
3 そ の 他 の 資 産	19,355	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
III 繰 延 資 産	612	I 出 資 金	10,000
		II 利 益 剰 余 金	162,283
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	172,283
資 産 合 計	329,927	負 債 ・ 純 資 産 合 計	329,927

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式 4 - 1

法人名 医療法人社団 三原クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号

## 損 益 計 算 書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>I 事業損益</b>		
<b>A 本来業務事業損益</b>		
1 事業収益		191,857
2 事業費用		
(1)事業費	190,194	
(2)本部費	0	190,194
<b>本来業務事業利益</b>		1,663
<b>B 附帯業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
<b>附帯業務事業利益</b>		0
<b>C 収益業務事業損益</b>		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
<b>収益業務事業利益</b>		0
<b>事業利益</b>		1,663
<b>II 事業外収益</b>		
受取利息	1	
その他の事業外収益	46,492	46,493
<b>III 事業外費用</b>		
支払利息	889	
その他の事業外費用	5,124	6,013
<b>経常利益</b>		42,143
<b>IV 特別利益</b>		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
<b>V 特別損失</b>		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
<b>税引前当期純利益</b>		42,143
法人税・住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	0	200
<b>当期純利益</b>		41,943

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。



## 様式 4-2

法人名 医療法人社団 三原クリニック

※医療法人整理番号

所在地 三重県四日市市日永西三丁目1番21号

損 益 計 算 書  
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	191,857
2 事業費用	190,194
本来業務事業利益	1,663
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,663
II 事業外収益	46,493
III 事業外費用	6,013
経常利益	42,143
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	42,143
法人税等	200
当期純利益	41,943

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式6

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 三原クリニック

理事長 三原 貴照 殿

私は、医療法人社団 三原クリニックの令和3会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月23日

医療法人社団 三原クリニック

監事 館林 繁伸